

## 神戸市青少年育成支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、青少年育成団体が、青少年の地域社会への参画を促し、将来の神戸を担うリーダーを育成することを目的とした野外活動や研修事業等の活動（以下、「青少年育成支援事業」という。）を実施するに際して、経費の一部につき補助金を交付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱における青少年育成団体の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内に活動の本拠を有する団体で、市内で青少年の健全育成活動を実施している団体。
- (2) 必ず役員名簿、団体規約を作成し、会計監査を設けており、総会及び役員会を行っていること。
- (3) 設立後1年以上の活動実績があること。

### (対象者)

第3条 補助事業の対象となる者は、前条に定める青少年育成団体とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、以下の各号に掲げるすべての要件を満たす青少年育成支援事業とする。

- (1) キャンプ等野外活動、世代間交流活動、青少年及び指導者向け研修のうちのいずれかに該当する事業であること。
- (2) 事業内容は、①自然体験、②農業体験、③宿泊体験、④地域貢献、⑤異文化体験、⑥高齢・障がい者施設交流のうちのひとつ以上の内容を含むものであること。
- (3) 申請者である青少年育成団体が主催する事業であること。
- (4) 県内で実施され、市内の青少年が誰でも参加できる事業であること。
- (5) 政治・宗教活動に関する事業でないこと。
- (6) 営利事業又はこれに類似する事業でないこと。
- (7) 補助金の交付申請を行った年度の終了までに事業完了の見込みがあること。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条に定める補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表1に掲げる経費とする。ただし、国、県、市及びその他の団体等から補助金等が交付される場

合において、当該補助金等により充当される経費は除く。

2 補助対象経費は、第8条に定める補助金交付決定通知後に実施した事業を対象とする。

#### (補助金額)

第6条 市長は、青少年育成団体による青少年育成支援事業に関する経費について、1事業あたり20万円を上限として、事業経費総額の2分の1（ただし、補助対象経費の範囲内に限る）を予算の範囲内で交付することができる。

#### (補助金の交付申請)

第7条 青少年育成団体は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

#### (補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、青少年育成団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、青少年育成団体に通知するものとする。

#### (補助事業の変更等)

第9条 前条第1項に定める交付決定の通知を受けた青少年育成団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、補助事業廃止承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更承認通知書（様式第6号）又は補助事業廃止承認通知書（様式第7号）により、青少年育成団体に通知するものとする。

#### (実績報告書の提出)

第10条 第8条第1項に定める交付決定の通知を受けた青少年育成団体は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を市長に報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、市長まで、提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 8 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

#### （交付額の確定）

第 11 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第 9 号）により、速やかに青少年育成団体に通知するものとする。ただし、確定した補助金の交付額が、第 8 条第 1 項に定める交付決定と同額の場合は、この通知を省略することができる。

#### （補助金の請求）

- 第 12 条 青少年育成団体は、前条による交付額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を青少年育成団体に支払うものとする。
  - 3 青少年育成団体は、第 8 条第 1 項に定める交付決定の通知を受けた後、補助事業の完了前に、交付決定額の 2 分の 1 を限度に補助金を請求することができる。この場合、事業完了後、第 10 条に定める実績報告書を提出の上、補助金の精算をするものとする。

#### （交付決定の取り消し）

- 第 13 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により、当該青少年育成団体に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

#### （帳簿の備付け）

第 14 条 青少年育成団体は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

#### （補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

	補助対象経費	補助対象外経費
材料費等	・ 資材購入費、資料やチラシ等印刷費、消耗品費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食関係費 ※会議で使用する湯茶代、事業実施に伴う熱中症対策のための飲料費のみ補助対象経費</li> <li>・ 参加賞費（景品、記念品、図書カード等の金券）</li> <li>・ 表彰物品（賞状、表彰盾）</li> <li>・ 備品（カメラ、ビデオデッキ、パソコン、冷蔵庫、机、椅子等）</li> <li>・ 他団体への寄付金、分担金、会費、参加者への現金支出等</li> </ul>
使用料	会場及び物品の使用料	
謝 金	講師や指導者への謝礼	補助対象団体の役員及び構成員への謝礼
交通費	バス借り上げ代等	補助対象団体の役員及び構成員へのガソリン代
保険料	事業参加者のための保険代	
郵送通信費	事業案内の送付費等	